

放置自動車事務処理フロー図 (県有地・県管理地)

放置自動車の確認 (情報提供受付・発見) 要2 要3
● 放置自動車整理簿記載 (要3)

現場調査 (車台番号・登録番号確認) 条78 要4(1)

● 警告書の貼付 (条78(1), 要4(2))
● 管轄警察署の協力, 必要な範囲の車内調査・解錠 (条78(2), 要4(3-6))
● 身分証明書の携帯 (条78(3))

【車台番号・登録番号】

<不明>

<判明>

● 照会依頼 (要5(1))
● 運輸支局・軽自検査協会 登録事項等照会 条78(1) 要5(2)

● 報告 (要5(3))
【登録上の所有者等】

<不明>

<判明>

所有者等の調査 (照会結果から追跡) 条78(1)

所有者等の調査 (その他の情報収集等) 条78(1)

【所有者等】

<判明>

<不明>

廃物の判断 条81(1)

<可>

<困難>

● 告示依頼 (要10(1))

廃物認定委員会 諮問要否の判断 条81(2)

<不要>

<要> (要9(1))

● 諮問依頼

● 報告 (要9(3))

● 告示依頼 (要12(1))

● 諮問依頼

● 報告 (要9(3))

<要再調査>

● 告示依頼 (要12(1))

<要再調査>

● 告示依頼 (要12(1))

警察の捜査等

<有>

参考2

● 移動及び保管 ● (警告書の貼付から14日経過後)

移動及び保管の判断 (生活環境の保全上の支障) 条79(1)

<要>

移動及び保管 条79(1)

<要>

● 管轄警察署通知 条79(2) 要6(1)

【所有者等】

<判明>

<不明>

● 所有者等通知 条79(3) 要6(2)

● 告示 条79(3) 要6(3)

● 管轄警察署通知

<要>

&